

足立区延長保育事業費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立保育所の自主的な取り組みによる延長保育事業に対して、経費の一部を補助することにより、延長保育の質的向上と延長保育事業の促進を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、延長保育を自主事業として行う、足立区内の公立保育所を除く認可保育所（私立保育所、公設民営保育所を運営する法人）とする。

(補助費)

第3条 前条に定める保育所が、事業の保育内容の向上に充てる経費で別表に定める額とする。

(交付申請)

第4条 国の補助金交付申請に準じ、実績報告の書類を添付して、期日までに申請を行うものとする。

(規則の適用)

第5条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則を適用する。

(委任)

第6条 区長は、この要綱に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

付 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

付 則（20足子保発第3497号 平成21年3月16日子ども家庭部長決定）

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付 則（22足子保発第4126号 平成23年3月31日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

[別表]

1 事業費補助

累 計 別 (対象児童数)	延長時間	年額 (単位:円)	
基本分単価 (1施設当り)	30分延長		900,000
	1人～2人	1時間延長	
		2時間延長	
		3時間延長	
	3人～5人	1時間延長	1,501,200
		2時間延長	
		3時間延長	
	6人～9人	1時間延長	2,142,000
		2時間延長	
		3時間延長	
	10人～19人	1時間延長	2,522,000
		2時間延長	
		3時間延長	
	20人～29人	1時間延長	3,031,200
		2時間延長	
		3時間延長	
	30人～39人	1時間延長	3,550,400
		2時間延長	
		3時間延長	
	以上10人ごと加算	1時間延長	519,200
		2時間延長	
3時間延長			

(1) 延長保育の対象児童数は、11時間開所の前後の時間において、30分延長にあつては15分以上の時間、1時間延長にあつては30分、2時間延長にあつては1時間30分、3時間延長にあつては2時間30分を超えて延長保育を行う児童とする。

(2) 基本分単価は、年間平均利用児童数（各月における平均利用児童数を平均したもの）に応じて、各延長時間における対象児童数区分ごとの単価とする。

ただし、2時間以上の延長保育を行う場合の単価は、以下のとおりとする。

2時間延長の場合は、1時間30分時点の年間平均利用児童数に対応した2時間延長欄の単価と、30分時点の年間平均利用児童数から1時間30分時点の年間平均利用児童数を差し引いた児童数に対応した1時間延長欄の単価との合計額と30分時点の年間平均利用児童数に対応した2時間延長欄の単価とを比較して少ない額とする。ただし、その金額が30分時点の年間平均利用児童数に対応した1時間延長欄の単価に満たない場合は、30分時点の年間平均利用児童数に対応した1時間延長欄の単価を適用する。

3時間延長の場合は、2時間30分時点の年間平均利用児童数に対応した3時間延長欄の単価と、1時間30分時点の年間平均利用児童数から2時間30分時点の年間平均利用児童数を差し

引いた児童数に対応した2時間延長欄の単価と、30分時点の年間平均利用児童数から1時間30分時点の年間平均利用児童数を差し引いた児童数に対応した1時間延長欄の単価との合計額と30分時点の年間平均利用児童数に対応した3時間延長欄の単価とを比較して少ない額とする。ただし、その金額が30分時点の年間平均利用児童数に対応した1時間延長欄の単価に満たない場合は、30分時点の年間平均利用児童数に対応した1時間延長欄の単価を適用する。

また、30分延長を行う保育所にあつては、対象児童数に関わらず上表の単価とする。

- (3) 延長保育を早朝、夕刻それぞれにおいて実施する場合は、早朝、夕刻それぞれの延長時間・対象児童数に応じて該当する区分の単価により補助を行う。
- (4) 事業の開始が年度の途中となる場合の対象児童数は、事業開始月における平均利用児童数とする。
- (5) 事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中となる場合は、年額を1/12した額に実施月数を乗じて算出した額とする。

2 補食費補助

項目	対象	児童1人当たり補助	1施設当たり年額
補食費の加算	児童数	50円×25日×12月＝15,000円	児童数×15,000円

- (1) 延長保育の補食対象児童数は、延長保育を実施した午後6時45分時点における年間平均利用児童数とする。
- (2) 事業の開始が年度の途中となる場合は、事業開始月における午後6時45分時点における平均利用児童数とする。
- (3) 事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中となる場合は、年額を1/12した額に実施月数を乗じて算出した額とする。

3 延長保育料減額分補助

世帯区分：A階層及びB階層

延長保育時間	1歳以上児		零歳児	
	利用料(月額)	補助額(月額)	利用料(月額)	補助額(月額)
午前7時から午前7時30分	600円	1,900円	900円	2,850円
午後6時30分から午後7時30分まで	1,000円	3,000円	1,500円	4,500円
午後6時30分から午後8時30分まで	2,500円	7,500円	3,750円	11,250円

基本保育料がA階層及びB階層世帯の延長保育料を減額し、上記の利用料を適用した場合は、利用月数に応じて区が補助をする。